



患者のための薬局ビジョン実現に 向けた日本薬剤師会の取組み

日本薬剤師会 常務理事 吉田カ久

平成30年度

かかりつけ薬剤師・薬局推進指導者協議会

平成31年2月1日(金)

中央合同庁舎5号館(厚生労働省)講堂

©Japan Pharmaceutical Association All Rights Reserved



I かかりつけ薬剤師・薬局の推進を図るための各種対策

- ・患者のための薬局ビジョン推進事業について
- ・薬局ビジョン実現に向けた薬剤師のかかりつけ機能強化事業の実施
- ・医薬分業対策に係る会員一斉行動の実施
- ・指導者の育成・支援

II 医薬分業の質的向上を図るための各種対策

III 「薬と健康の週間」への対応

IV セルフメディケーションへの支援

V 医療ICT化に対応した活動

VI 地域包括ケアシステムを踏まえた地域医療、介護、保健等の提供体制への取り組みの推進

- ・医療計画等各種計画、地域医療提供体制等への参加・連携促進
- ・多職種連携(薬業連携を含む)の推進
- ・在宅医療の推進のための各種事業及び調査・研究
- ・健康サポート薬局の推進

©Japan Pharmaceutical Association All Rights Reserved



平成27年10月23日 厚生労働省



「患者のための薬局ビジョン」

① 質

- 都道府県が提供体制と保障制度の両面から責任を負った体制の確立
【地域医療支援(予定)、平成27(2015)年度施行】
- 地域医療機能の策定支援、医療費適正化計画の軌道し・加速化
適正化目標の精緻化「見える化」手法による地域差縮小 など
【平成27(2015)年度策定⇒前倒し】
- 医療費適正化に取り組む市町村の支援
【医療費削減支援制度(平成27(2015)年度一)の普及促進(補助金)】

② プライマリケアの強化

- 「患者のための薬局ビジョン」の実現【年内当面予定】
薬局がチームの一員として参画することを確認し、地域包括ケアを推進させる。
- かかりつけ医の普及
【平成27(2015)年度診療報酬改定で初めて診療・平成28(2016)年度策定より更なる診療報酬改定、先行事例を促進・推進】

③ 質が高く、効率的な介護サービス提供体制⇒適正な給付

- 介護保険事業計画に基づく自治体のPOCAの取組を支援
【第5期計画、平成27(2015)年度一、第2期計画、平成28(2016)年度一】
- 適切なケアマネジメントの推進、保険者ごとの給付分析等を通じた給付の適正化

④ 地域包括ケアシステムと「かかりつけ薬局」

- 「かかりつけ薬局」を「地域」を単位として推進し、かかりつけ薬局を高齢者のかかりつけ薬局に再編
- 「かかりつけ薬局」を「地域」を単位として推進し、かかりつけ薬局を高齢者のかかりつけ薬局に再編
- 「かかりつけ薬局」を「地域」を単位として推進し、かかりつけ薬局を高齢者のかかりつけ薬局に再編

平成27年5月26日 経済財政諮問会議 塩崎厚生労働大臣提出資料より一部抜粋

薬局のあるべき姿

「患者のための薬局ビジョン」実現に向けた担当者合同全国会議



- 医薬分業対策委員会
- 地域医療・保健委員会
- 一般用医薬品等委員会

「患者のための薬局ビジョン」実現に向けた担当者合同会議
(三委員会合同全国会議)の開催

平成29年11月6日

「**かかりつけ薬剤師・薬局**」の**早期実現**を図るべく、各委員会が取り扱う課題や活動・考え方・方向性を共有し、都道府県薬剤師会の垣根を越えた意見交換・情報共有の場を提供することで、**得た情報を持ち帰り**、今後の**地域での取り組みや課題解決に活用**されることを目的として開催



平成29年度厚生労働省予算
薬剤師生涯教育推進事業により実施

次世代指導者育成を目的に開催し、**チーム医療**をテーマに、**医薬分業を取り巻く現状**を踏まえ、地域における**災害発生時の薬剤師の役割**や**検査値の把握**、**薬物動態学・薬力学**を踏まえ、**ポリファーマシー対策**について協議 平成30年2月11・12日



47都道府県の病院薬剤師会と薬剤師会及び一般公募の薬剤師で、2日間に渡り、座学とSGDを行い、プロダクト作成後、**都道府県薬剤師会での研修計画案を作成**

平成30年度 薬局ビジョン実現に向けた 薬剤師のかかりつけ機能強化事業

平成30年度厚生労働省予算
薬剤師生涯教育推進事業により実施

○厚生労働省薬剤師生涯教育推進事業実施要項

医療技術の高度化・専門分化が進展する中、より良い医療を患者に提供するには、**薬剤師の機能強化・専門性向上**に資するために必要な知識及び技能を習得させる等の生涯教育が重要



○日本薬剤師会の事業実施計画

薬局ビジョンの実現に向け、**薬剤師が対人業務に関して、その職能が持つ専門性等を發揮し、かかりつけ薬剤師としての役割を果たすため**に必要な研修機会を提供する。それには、各団体・学会が共通して指標とできる研修項目等の提示や、全国でその研修を実施できる体制整備が必要。

そのため日本薬剤師会は、都道府県薬剤師会と連携して次を実施する。

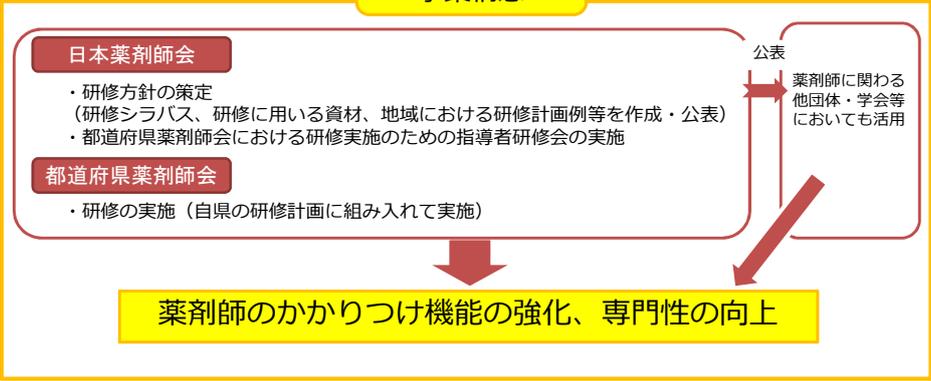
- ① 研修シラバスの作成及び研修資材、プログラム、研修実施計画例の作成
- ② 指導者研修会の実施
- ③ 薬剤師に対する研修の実施（都道府県薬剤師会等における事業成果の活用）

～薬局ビジョン実現に向けた薬剤師のかかりつけ機能強化事業～
患者本位の医薬分業の実現に向けて

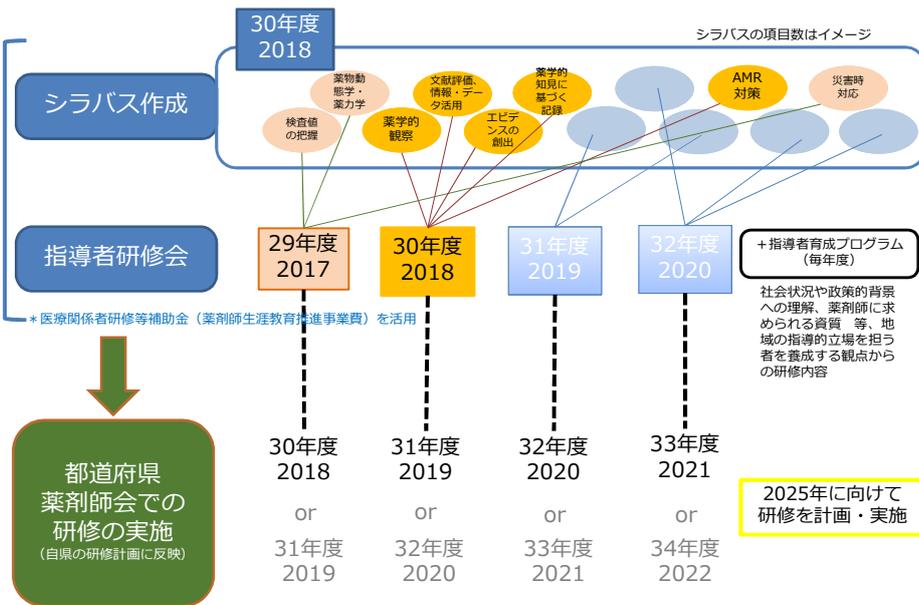
「患者のための薬局ビジョン」の実現に向けた、薬剤師のかかりつけ機能の強化及び専門性の向上に資する知識・技能の習得、能力の維持・向上

【参考】患者のための薬局ビジョン（抜粋）
（6）かかりつけ薬剤師としての役割の発揮に向けて
薬剤師が、こうした対人業務に関する専門性やコミュニケーション能力を向上させ、かかりつけ薬剤師としての役割を果たせるよう、医薬関係団体や学会等が連携をしながら、必要な研修の機会を積極的に提供することが求められる。また、医療機関において、薬局薬剤師が研修を受ける機会が提供されることも重要である。

事業構想



都道府県薬剤師会における研修展開イメージ



平成30年度 薬局ビジョン実現に向けた 薬剤師のかかりつけ機能強化事業

① 研修シラバスの作成及び研修資材、プログラム、研修実施計画例の作成

各団体・学会等と連携して、薬剤師がかかりつけ機能を強化しその能力を維持・向上するための研修項目を立て、地域における研修実施の指標となる研修シラバスを作成する。本年度はその中から項目を選択して、**研修プログラム及び研修に用いる資材等を作成・公表する。**

研修は、地域の実情に応じて実施することを基本とし、本事業において地域における実施計画の例を検討・作成する**(1年に数項目、複数年(3年程度)ですべての内容を学べるような研修計画例を想定)**。

また、本会が昨年実施した「平成29年度薬剤師生涯教育推進事業」で取り組んだ研修内容(地域医療体制、災害時対応、チーム医療の実践(ポリファーマシー対策等))についても、本年度事業で検討・作成するシラバス等に反映させる。

なお研修項目の検討にあたっては、他の研修との関連も踏まえつつ検討する。

平成30年度 薬局ビジョン実現に向けた 薬剤師のかかりつけ機能強化事業

② 指導者研修会の実施

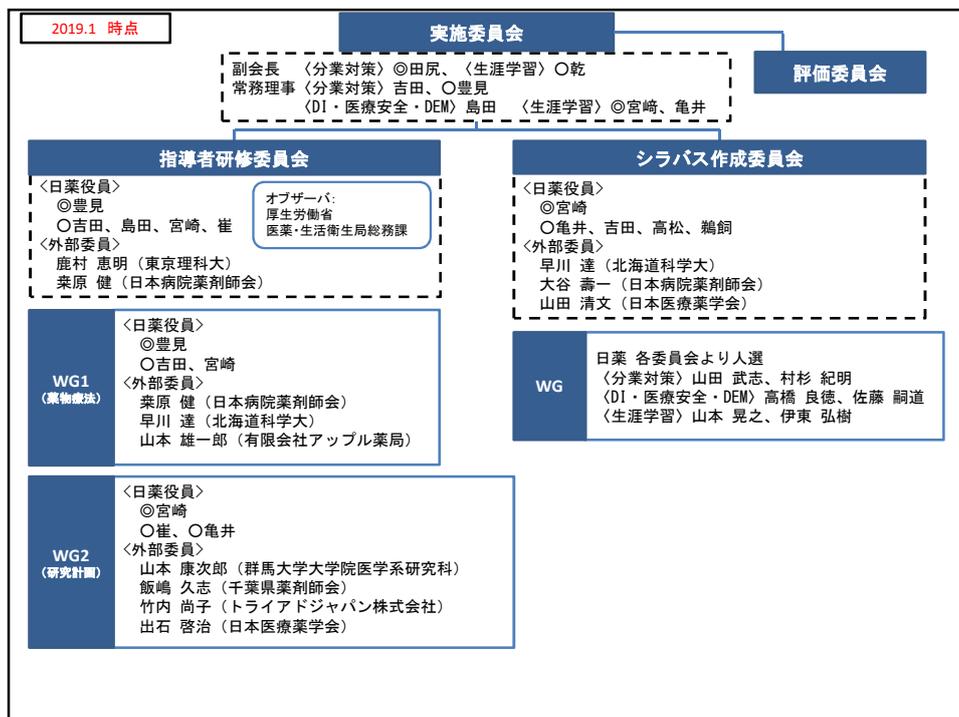
①で作成した研修シラバス及び研修プログラムを踏まえて、地域における研修の実施に向けた指導者研修会を開催する。

指導者研修会は、地域における**研修の企画実行を担う指導的立場の者としての資質向上や研修方略の習得等**を図るとともに、地域における研修において到達目標とする知識・技能レベルの共有等を目的として開催する(1年に数項目を想定)。

平成30年度 薬局ビジョン実現に向けた 薬剤師のかかりつけ機能強化事業

③ 薬剤師に対する研修の実施（都道府県薬剤師会等における事業成果の活用）

本事業の成果を踏まえ、都道府県薬剤師会等において、本事業で作成した研修シラバス及びプログラムを**各都道府県薬剤師会等の研修計画に反映し、薬剤師への研修を実施**していく。





医薬分業対策委員会

- 薬局数 59,138薬局（平成29年末）
- 薬局に従事する薬剤師 172,142人（平成28年度末）
- 薬局／人口10万人 46.7薬局（平成29年度末）
- 訪問薬剤管理指導届出 49,387薬局（83%）（平成28年7月）
- 在宅業務実施薬局数 （平成28年度末）
 - 医療保険 5,863薬局（10%）
 - 介護保険 19,737薬局（33%）

既存の地域薬局が機能することが重要

©Japan Pharmaceutical Association All Rights Reserved



薬局数・無薬局町村数(都道府県別)

各年度末現在

都道府県	平成29年度(FY2017)				平成28年度(FY2016)			
	薬局数			無薬局 町村	薬局数			無薬局 町村
	総数	開設者が自 ら管理してい る薬局	開設者が自 ら管理してい ない薬局		総数	開設者が自 ら管理してい る薬局	開設者が自 ら管理してい ない薬局	
全国	59138	4834	54304	168	58678	5124	53554	145
北海道	2344	124	2220	26	2350	103	2247	26
青森	608	38	570	27	607	37	570	5
岩手	594	36	558	-	583	40	543	-
宮城	1148	59	1089	1	1142	54	1088	1
秋田	536	43	493	2	533	41	492	2
山形	580	30	550	3	579	31	548	3
福島	894	69	825	11	895	70	825	12

衛生行政報告例より

各年度末現在

都道府県	平成29年度(FY2017)				平成28年度(FY2016)			
	薬局数			無薬局 町村	薬局数			無薬局 町村
	総数	開設者が自 ら管理してい る薬局	開設者が自 ら管理してい ない薬局		総数	開設者が自 ら管理してい る薬局	開設者が自 ら管理してい ない薬局	
茨城	1290	127	1163	1	1274	135	1139	1
栃木	877	57	820	-	866	59	807	-
群馬	891	60	831	4	887	67	820	4
埼玉	2829	175	2654	1	2797	188	2609	1
千葉	2429	154	2275	-	2374	161	2213	-
東京	6646	357	6289	7	6604	396	6208	6
神奈川	3836	200	3636	1	3825	211	3614	1
新潟	1135	65	1070	2	1131	70	1061	2
富山	445	46	399	1	440	45	395	1
石川	526	65	461	-	514	72	442	-
福井	291	37	254	1	286	42	244	1
山梨	453	78	375	3	443	75	368	4
長野	966	75	891	14	951	78	873	14
岐阜	1021	147	874	2	1018	145	873	2
静岡	1813	174	1639	-	1817	183	1634	-
愛知	3321	399	2922	2	3278	401	2877	2
三重	812	94	718	-	800	99	701	-
滋賀	597	58	539	1	586	61	525	1
京都	1091	139	952	2	1026	147	879	3
大阪	4092	529	3563	1	4046	597	3449	1

衛生行政報告例より

各年度末現在

都道府県	平成29年度(FY2017)				平成28年度(FY2016)			
	薬局数			無薬局町村	薬局数			無薬局町村
	総数	開設者が自ら管理している薬局	開設者が自ら管理していない薬局		総数	開設者が自ら管理している薬局	開設者が自ら管理していない薬局	
兵庫	2632	197	2435	-	2591	202	2389	-
奈良	541	68	473	12	530	81	449	12
和歌山	488	122	366	3	487	137	350	3
鳥取	276	20	256	-	273	22	251	-
島根	331	12	319	5	325	12	313	2
岡山	830	63	767	3	838	71	767	3
広島	1613	137	1476	-	1618	139	1479	-
山口	810	68	742	-	815	71	744	-
徳島	390	41	349	1	392	48	344	1
香川	530	40	490	-	534	41	493	-
愛媛	598	42	556	-	586	43	543	-
高知	399	62	337	5	399	72	327	5
福岡	2891	183	2708	1	2901	209	2692	1
佐賀	524	32	492	-	536	37	499	-
長崎	737	56	681	1	744	69	675	1
熊本	844	29	815	5	835	24	811	5
大分	572	37	535	1	559	40	519	1
宮崎	595	45	550	2	595	55	540	2
鹿児島	901	54	847	4	897	51	846	5
沖縄	571	91	480	12	571	92	479	11

衛生行政報告例より

来局者向け資材（平成30年度 薬と健康の週間）

ポスター



チラシ（表裏）



「かかりつけ薬剤師・薬局」PR特設サイト



- 地域住民向けにかかりつけ薬剤師・薬局に特化した情報を提供している特設サイトです。
- これまでリーフレットや新聞での記事広告等による「かかりつけ薬剤師・薬局」の啓発活動を行ってきましたが、「かかりつけ薬剤師・薬局」に特化した情報を集約、蓄積し、患者・生活者からの認知をさらに高める目的で本サイトを開設しました。
- 順次コンテンツを追加しています。

「かかりつけ薬剤師・お薬手帳」の啓発のための 都営3線/小田急線/東京モノレールへのつり革広告



都営3線/小田急線

東京モノレール

- かかりつけ薬剤師やお薬手帳に関する継続的な広報活動を行うために、年間を通して掲出される都営3線、大江戸線のつり革広告を平成28年4月から実施しています。
- 掲出エリアで「かかりつけ薬剤師・薬局」特設サイトのアクセス数が伸びるなど一定の成果を得ており、今後も継続予定です。
- 平成31年度は、東京オリンピック・パラリンピック開催を前に旅行客等の利用が増えることが予想される「東京モノレール」への出稿を追加します。

新幹線車載誌「Wedge」への記事広告掲載



- 新聞購読者よりも少し若い世代に情報を届けるために、新幹線車載誌「Wedge」に記事広告に掲載しました（平成30年3月号）。3年間の契約で日葉のオフィシャルWebサイトでも公開しています。
- 雑誌の記事広告は、全国紙ほどの媒体費がかからないこと、新聞よりもデザイン性の高い誌面構成で読者の興味を引けることなどがメリットと考えています。
- 現在、平成31年4月号への掲載を目指して、第2弾の出稿を予定しています。



©Japan Pharmaceutical Association All Rights Reserved

21

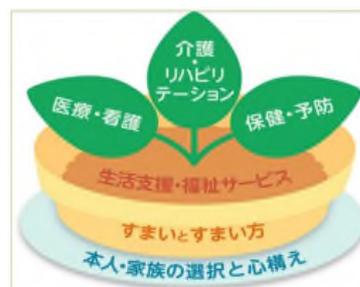
地域医療・保健委員会



地域包括ケアシステムの実現へ向けて

- ・在宅アクションプランの更なる活用と実践
- ・服薬支援マニュアル改訂版の作成
- ・地域包括ケアへの参画

⇒地域包括支援センター毎の担当者（コーディネーター）設定・育成等



©Japan Pharmaceutical Association All Rights Reserved

22



健康サポート薬局の基準（主なもの）

- (1) 関係機関※とあらかじめ連携体制を構築
 - ※ 医療機関、地域包括支援センター、訪問看護ステーションのほか、健診や保健指導の実施機関、市町村保健センターその他の行政機関、介護保険法における介護予防・日常生活支援総合事業の実施者等
- (2) 人員配置・運営
 - ① 相談対応や関係機関への紹介に関する**研修を修了した薬剤師**が常駐
 - ② 平日働く社会人も相談できるよう、土日も一定時間開局
 - ③ 地域住民の健康の維持・増進を具体的に支援※

※ 薬剤師のお薬相談会、健診の受診勧奨、認知症の早期発見、医師や保健師と連携した糖尿病予防教室、管理栄養士と連携した栄養相談会など
- (3) 医薬品等の取扱い・設備
 - ① **要指導医薬品等、衛生材料等**を適切に選択できるような供給機能や助言の体制
 - ② プライバシーに配慮した相談窓口を設置
 - ③ 健康サポート機能を有する旨やその内容を薬局内外に表示

©Japan Pharmaceutical Association All Rights Reserved 24

かかりつけ薬剤師・薬局のKPI



「患者のための薬局ビジョン」におけるかかりつけ薬剤師としての役割を發揮できる薬剤師を配置している薬局数として設定された指標

服薬情報の一元的・継続的把握

患者の服薬情報の一元的・継続的把握のために、電子版お薬手帳又は電子薬歴システム等、ICTを導入している薬局数

24時間対応・在宅対応

在宅業務を実施した薬局数(過去1年間に平均月1回以上)

医療機関等との連携

健康サポート薬局研修を修了した薬剤師を配置しており、当該薬剤師が地域ケア会議等、地域の医療・介護関係の多職種と連携する会議に出席している薬局数(過去1年間に1回以上)

薬学的管理・指導等

医師に対して、患者の服薬情報等を示す文書を提供した実績がある薬局数(過去1年間に平均月1回以上)

出典：経済・財政再生計画 改革工程表2017 改定版 参考資料「主要分野のKPI(成果指標)」(内閣府 平成29年12月21日)

薬局機能情報提供制度の拡充とKPI



赤字：追加された項目 □：KPI関連項目

I. 薬局の管理、運営、サービスに関する事項(略)

II. 提供サービスや地域連携体制に関する事項

1. 業務内容、提供サービス

(1) 認定薬剤師の種類及び人数

(2) 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師の人数

(3) 薬局の業務内容

- (i) 無菌製剤処理に係る調剤の実施の可否
- (ii) 一包化に係る調剤の実施の可否
- (iii) 麻薬に係る調剤の実施の可否
- (iv) 浸煎薬及び湯薬に係る調剤の実施の可否
- (v) 薬局製剤実施の可否
- (vi) 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施の可否
- (vii) 薬剤服用歴管理の実施
 - イ 薬剤服用歴管理の実施の有無
 - 電磁的記録による薬剤服用歴管理の実施の有無

(viii) 薬剤情報を記載するための手帳の交付

- イ 薬剤情報を記載するための手帳の交付の可否
- 薬剤情報を電磁的記録により記載するための手帳を所持する者の対応の可否

(4) 地域医療連携体制

- (i) 医療連携の有無

① プレアポイド事例の把握・収集に関する取組の有無 ② プロトコルに基づいた薬物治療管理(PBPM)の取組の有無

- (ii) 地域医療情報連携ネットワークへの参加の有無
- (iii) 退院時の情報を共有する体制の有無
- (iv) 受診動向に係る情報等を医療機関に提供する体制の有無
- (v) 地域住民への啓発活動への参加の有無

2. 実績、結果等に関する事項

- (1) 薬局の薬剤師数
- (2) 医療安全対策の実施
 - (i) 副作用等に係る報告の実施件数
 - (ii) 医療安全対策に係る事業への参加の有無
- (3) 情報開示の体制
- (4) 症例を検討するための会議等の開催の有無
- (5) 処方せんを応需した者の数(患者数)

(6) 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施件数

(7) 健康サポート薬局研修修了薬剤師が地域ケア会議その他地域包括ケアシステムの構築のための会議に参加した回数

(8) 患者の服薬状況等を医療機関に提供した回数

- (9) 患者満足度の調査
 - (i) 患者満足度の調査の実施の有無
 - (ii) 患者満足度の調査結果の提供の有無

一部を除き平成31年1月1日施行

日本薬剤師会・日本薬剤師会研修センターが実施する 研修の全体像

	研修項目	時間数	当会の 研修実施方法
技能習得型 研修 (集合研修)	健康サポート薬局の基本理念	1	【健康サポートのための多職 種連携研修会】 (研修会A) 4時間分 ※都道府県薬剤師会にて実施
	地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の 対応 (注：自らが勤務する薬局が所在する地域の地域包括 ケアシステムに係る研修を受講すること)	3	
	薬局利用者の状態把握と対応	4	
知識習得型 研修	地域住民の健康維持・増進	2	e-ラーニング 22時間分 ※日本薬剤師会が実施
	要指導医薬品等概説	8	
	健康食品、食品	2	
	禁煙支援	2	
	認知症対策	1	
	感染対策	2	
	衛生用品、介護用品等	1	
	薬物乱用防止	1	
	公衆衛生	1	
	地域包括ケアシステムにおける先進的な取組事例	1	
	コミュニケーション力の向上	1	
29		合計30時間	

⇒ 研修修了証の発行：(公財)日本薬剤師研修センター

©Japan Pharmaceutical Association All Rights Reserved

29

研修の状況

■ 研修会

	研修会A		研修会B	
	開催回数	受講証明書 発行者数	開催回数	受講証明書 発行者数
2016(H28)年度	96回	10,875名	137回	10,390名
2017(H29)年度	72回	4,628名	68回	4,119名
2018(H30)年度	62回	-	57回	-

・このほか、2016年度みなしB研修会 受講証明書発行者3,000名。
・2018年度の数値は暫定値

【注】遅刻や早退で受講時間不十分やレポート提出なしの者には受講証明書を発行していない。

■ e-ラーニング

- ・受講者数：12,922名(2019/1/15時点、累積)
- ・受講証明書発行済数：9,988名(同上)

©Japan Pharmaceutical Association All Rights Reserved

30

研修修了者数



研修修了者数は(公財)日本薬剤師研修センターのホームページで公表しています。

健康サポート薬局研修 研修修了証県別交付状況 平成30年9月30日現在

北海道	285	富山県	53	鳥取県	39
青森県	77	石川県	95	島根県	51
岩手県	52	福井県	58	岡山県	118
宮城県	92	山梨県	56	広島県	139
秋田県	42	長野県	122	山口県	82
山形県	43	岐阜県	83	徳島県	116
福島県	102	静岡県	189	香川県	73
茨城県	108	愛知県	188	愛媛県	51
栃木県	143	三重県	106	高知県	37
群馬県	67	滋賀県	88	福岡県	200
埼玉県	148	京都府	164	佐賀県	52
千葉県	123	大阪府	642	長崎県	50
東京都	469	兵庫県	353	熊本県	68
神奈川県	361	奈良県	109	大分県	90
新潟県	125	和歌山県	55	宮崎県	25
				鹿児島県	209
				沖縄県	26

修了者数:6,024名(累積)

合計 6,024

31

健康サポート薬局数 全数 1,220 (平成30年12月28日時点)



北海道	67	東京都	122	滋賀県	14	徳島県	17
青森県	13	神奈川県	73	京都府	10	香川県	14
岩手県	7	新潟県	29	大阪府	128	愛媛県	14
宮城県	19	山梨県	9	兵庫県	15	高知県	6
秋田県	19	長野県	22	奈良県	10	福岡県	47
山形県	10	富山県	11	和歌山県	32	佐賀県	7
福島県	32	石川県	14	鳥取県	3	長崎県	8
茨城県	40	岐阜県	18	島根県	5	熊本県	33
栃木県	17	静岡県	21	岡山県	25	大分県	18
群馬県	25	愛知県	39	広島県	39	宮崎県	6
埼玉県	56	三重県	18	山口県	17	鹿児島県	16
千葉県	46	福井県	5			沖縄県	4

©Japan Pharmaceutical Association All Rights Reserved

32



一般用医薬品等委員会

1. 「医薬品販売制度実態把握調査」の示すもの
2. 医薬品販売制度に関する自己点検の実施結果について



遵守できない = 法令違反

- 名札による専門家の区別は、全体で79.7%(前年83.2%)、特に薬局で73.9%(83.3%)と**大幅に悪化**
- 要指導医薬品の購入時の本人確認: 82.9%(81.0%)、文書による情報提供: 78.0%(75.8%)、第一類医薬品の文書による情報提供: 71.5%(68.2%)と若干改善したが**不十分**
- 濫用のおそれのある医薬品の複数購入への対応が適切: 61.3%(63.4%)と**悪化**

○法令等の遵守

薬剤師は、薬剤師法その他関連法令等を正しく理解するとともに、これらを遵守して職務を遂行する。

最新の関係法令等を正しく理解して遵守することはもちろん、社会から厳しい目で見られていることを認識するとともに、社会からの期待と社会に対する責任を意識して職務を遂行しなければならない。

医薬品販売制度に関する自己点検



医薬品販売制度に関する自己点検

- この自己点検表は、OTC医薬品販売（特に要指導、第1類、処方等のおそれのある医薬品）における法令上の主なルールを確認するためのものです（※販売記録の作成や、薬局の管理・運営に関する指示等関係等は除く）。
- 各店舗の業務と照らし合わせ、適切に実施していることを確認の上、各項目の確認欄にチェックを記入してください。実施できていない項目は、適切に改善してから確認欄にチェックを記入してください。

薬局・店舗名		管理者名	
I 名札、掲示、陳列 確認欄に☑をご記入ください			
該当区分	点検内容		確認欄
1 すべて	全ての従事者は、名札を着用している。		
	名札等により、「薬剤師」「登録販売者」「一般従事者」が容易に判別できる。		
	白衣や上着などにより、名札が隠れていない。		
2	医薬品のリスク分類の定義、表示、情報提供及び指導、陳列、医薬品健康被害救済制度に関する解説等を掲示している。		
3 OTC医薬品の販売/持ち帰りに関するすべて	取り扱っている医薬品のリスク分類を把握している。 リスク分類別（要指導、第1～3類）に陳列している。		
4 要指導 第1類	購入者の手の届かないところに陳列している。		

II 販売時の確認（リスク分類別）

確認欄に☑をご記入ください

該当区分	点検内容		確認欄
	要指導	第1類	
1 すべて	<input type="checkbox"/>	薬剤物が販売している。	
	<input type="checkbox"/>	原則として、1人1包装単位で販売している。	
	<input type="checkbox"/>	購入者に対し、当該医薬品は本人が使用することを確認している。	
	<input type="checkbox"/>	薬剤師が、使用者の年齢、症状、他の医薬品使用状況等を確認している。	
	<input type="checkbox"/>	薬剤師が、 面談 により [※] 、書面を用いて 情報提供 及び 指導 している。	
	<input type="checkbox"/>	情報提供及び 指導 の内容を理解したこと、他に質問がないことを確認している。	
	<input type="checkbox"/>	販売した際は、薬剤師の氏名、薬局の名称及び電話番号等を伝えている。	
	<input type="checkbox"/>	購入者から相談があった場合は、薬剤師が心対/回答している。	
2 指定第2類	取り扱っている医薬品のうち、「処方等のおそれのある医薬品」の製品名を把握している。		
9 (うち、販売時の販売/持ち帰りに関するすべて)	原則として、1人1包装単位で販売している。		
10	購入者が若年者の場合は、氏名及び年齢を確認している。		
11	当該店舗以外での購入状況等を確認し、必要な指導を行っている。		
12	複数回または頻回購入の場合、使用状況を確認し、必要な指導を行っている。		

注) 要指導医薬品の場合のみ（第1類医薬品は適用なし）

確認欄に☑をご記入ください

確認事項	確認欄
① 上記の「該当するすべての項目」について、適切に実施していることを確認した。	
② 当該店舗では、OTC医薬品の取り扱いは「ない」。	

薬剤師行動規範

平成30年1月17日制定

薬剤師は、国民の信託により、憲法及び法令に基づき、医療の担い手として、人権の中で最も基本的な生命及び生存に関する権利を守る責務を担っている。この責務の根底には生命への畏敬に基づく倫理が存在し、さらに、医薬品の創製から、供給、適正な使用及びその使用状況の経過観察に至るまでの業務に関わる、確固たる薬(やく)の倫理が求められる。

薬剤師が人々の信頼に応え、保健・医療の向上及び福祉の増進を通じて社会に対する責任を全うするために、薬剤師と国民、医療・介護関係者及び社会との関係を明示し、ここに薬剤師行動規範を制定する。

1. 任務

薬剤師は、個人の生命、尊厳及び権利を尊重し、医薬品の供給その他薬事衛生業務を適切につかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって人々の健康な生活を確保するものとする。

2. 最善努力義務

薬剤師は、常に自らを律し、良心と他者及び社会への愛情をもって保健・医療の向上及び福祉の増進に努め、人々の利益のため職能の最善を尽くす。

3. 法令等の遵守

薬剤師は、薬剤師法その他関連法令等を正しく理解するとともに、これらを遵守して職務を遂行する。

4. 品位及び信用の維持と向上

薬剤師は、常に品位と信用を維持し、更に高めるように努め、その職務遂行にあたって、これを損なう行為及び信義にもとる行為をしない。

5. 守秘義務

薬剤師は、職務上知り得た患者等の情報を適正に管理し、正当な理由なく漏洩し、又は利用してはならない。

6. 患者の自己決定権の尊重

薬剤師は、患者の尊厳と自主性に敬意を払うことにより、その知る権利及び自己決定の権利を尊重して、これを支援する。

7. 差別の排除

薬剤師は、人種、ジェンダー、職業、地位、思想・信条及び宗教等によって個人を差別せず、職能倫理と科学的根拠に基づき公正に対応する。

8. 生涯研鑽

薬剤師は、生涯にわたり知識と技能の水準を維持及び向上するよう研鑽するとともに、先人の業績に敬意を払い、また後進の育成に努める。

9. 学術発展への寄与

薬剤師は、研究や職能の実践を通じて、専門的知識、技術及び社会知の創生と進歩に尽くし、薬学の発展に寄与する。

10. 職能の基準の継続的な実践と向上

薬剤師は、薬剤師が果たすべき業務の職能基準を科学的原則や社会制度に基づいて定め、実践、管理、教育及び研究等を通じてその向上を図る。

11. 多職種間の連携と協働

薬剤師は、広範にわたる業務を担う薬剤師間の相互協調に努めるとともに、他の医療・介護関係者等と連携、協働して社会に貢献する。

12. 医薬品の品質、有効性及び安全性等の確保

薬剤師は、医薬品の創製から、供給、適正な使用及びその使用状況の経過観察に至るまで常に医薬品の品質、有効性及び安全性の確保に努め、また医薬品が適正に使用されるよう、患者等に正確かつ十分な情報提供及び指導を行う。

13. 医療及び介護提供体制への貢献

薬剤師は、予防、医療及び介護の各局面において、薬剤師の職能を十分に発揮し、地域や社会が求める医療及び介護提供体制の適正な推進に貢献する。

14. 国民の主体的な健康管理への支援

薬剤師は、国民が自分自身の健康に責任を持ち、個人の意思又は判断のもとに健康を維持、管理するセルフケアを積極的に支援する。

15. 医療資源の公正な配分

薬剤師は、利用可能な医療資源に限りがあることや公正性の原則を常に考慮し、個人及び社会に最良の医療を提供する。

ご清聴ありがとうございました